

令和元年度第1回国立市立学校給食センター運営審議会

令和元年7月25日

【土方所長】 それでは、定刻となりましたので、これより令和元年度第1回国立市立学校給食センター運営審議会を開会させていただきます。

本日はご多忙中、また猛暑の中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は給食センター所長の土方でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まずもって、本日は、昨日、アコンが故障いたしまして、大変暑く、不快な思いをされているかと思えます。昨日故障したものですから、急遽修理するということができなかったため、本日は今、両隅にありますのは、第一給食センターの調理場で使っている、今年、買いました冷風機なのですが、それで若干気持ち冷やしているというような形の中での会議になってしまいました。大変心苦しいところではございますが、申しわけございません。よろしく願いいたします。

日ごろより学校給食事業にご理解とご協力を賜り、深く御礼申し上げます。さて、本日は、令和元年度の当審議会の最初の会議となります。これより1年間、どうぞよろしく願いいたします。

本日の欠席状況でございますが、東京都多摩立川保健所の佐藤委員と学校医代表の七条委員がご都合により欠席と連絡をいただいております。また、西村委員から、遅れる旨のご連絡も入っております。

それでは、まず運営審議会委員になられました皆様に、是松教育長より委嘱状をお渡しさせていただきます。委嘱状の交付は、順番にお席にて交付させていただきますので、恐縮でございますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をお願いいたします。

では、まず、向井美紀様。

【是松教育長】 委嘱状 向井美紀様。

国立市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱します。

委嘱期間は令和元年7月1日から令和2年6月30日まで。

令和元年7月1日 国立市教育委員会。

～以下、出席委員に委嘱状を交付。～

【土方所長】 是松教育長、ありがとうございました。

それでは、本日は第1回目の審議会ということで、ただいま皆様に委嘱状を交付いたしま

した是松教育長より、会議に先立ちご挨拶を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

【是松教育長】 皆さん、改めましてこんにちは。梅雨がどうも明けそうですが、明けたら明けたで、この暑さでございます。おまけにエアコンがちょうどそちらの上に2つございますが、どうも風だけは出ているようですが、冷気が出てこないという状況で、今日は暑い中での第1回目の給食センター運営審議会となりますが、よろしく願いいたします。

まず、今年1年間の給食センター運営委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。また、学校代表の方につきましては、3名の方が引き続き委員として残っていただきました。まことにありがとうございます。また引き続きまして、よろしく願いいたしたいと思います。

さて、給食センターでございますけれども、エアコンが壊れるぐらいで済めばいいですが、給食センターの施設・設備もかなり老朽化しております。エアコンが壊れても、そちらは何とか壊れないでほしいなと毎日願って、給食の調理運営を行っているところでございます。

少し給食センター、あるいは学校給食の歴史について、お話をさせていただきたいと思えます。『くにたちの学校給食』という資料がお手元に行っていると思えますので、ちょっとこれをごらんいただきたいと思えます。こちらの20ページに給食センターの年表が載っております。20ページになります。

実は学校給食のそもそもの歴史は昭和29年に、昭和29年といいますから、今から65年前に学校給食法という法律が制定されまして、小中学校では学校で給食を提供していくという法律ができ上がったところに端を発しております。国立市ではそれから遅れること7年後、昭和36年1月に、ここの年表にございますように当時の町立第一小学校、これは今の第一小でございますけれども、一小で学校給食が始まりました。これはいわゆる一小に併設された自校給食でございますので、これは一小だけの給食を行っていたということになります。当時、もう既に一小から四小まで学校はございました。中学は一中、二中がもう当時できていたんですけれども、とりあえず一小から自校方式を始めようということで、36年の1月に一小で給食が開始されました。

しかしながら、その後、ほかの学校での自校方式による給食というのがなかなか難しいという状況の中で、もう思い切って給食センターをつくらうではないかという話になりまして、一挙に全ての学校で完全給食を始めていこうということの議論が起こりまして、その結果、昭和43年、年表のそこから、43年をごらんいただきたいのですが、43年1月にこ

の給食センター、まずは、第一給食センターと言いますけれども、給食センターの建設が始まりました。9月にでき上がりました、9月から、2学期から、このときはもう小学校5校になっていましたけれども、小学校5校と中学校2校、当時で5,400食ぐらいの規模で完全な学校給食が始まりました。

それからずっと次のページ、21ページに行っていたきたいのですが、それから8年後、学校数がさらに増えるのと同時に児童・生徒数も増えてまいりまして、この当時、児童・生徒数が約1万人近い数にまでなっていました。とても当初つくった給食センターだけでは間に合わないということで、第二給食センターをつくるということになりまして、昭和51年1月に第二給食センターが完成しまして、給食を開始いたしました。

ここから見ていただくと、今、皆さんここにいらっしゃる建物が第一給食センターになります。ちょっとわかりづらいですが、向こうに1つ、建物がございまして、あれが第二給食センターの事務棟です。こちらの事務棟と向こうの事務棟の間にある2つの建物が第一給食センター調理室、向こうが第二給食センター調理室となっています。同じ敷地内に併設する形で第一給食センター、第二給食センターができ上がったということがございます。それ以後約50年にわたって、半世紀にわたって第一給食センター、第二給食センターで国立市小中学校の11校の給食をずっとつくってまいりました。今、給食数はまた少なくなっておりまして、4,800食ぐらいになっていると思います。いいのかな。

【事務局】 はい。

【是松教育長】 そんなような形で現在に至っておりますが、先ほどから申し上げておりますように大変老朽化してまいりました。当時、建物の耐震性が心配されていましたが、耐震診断を行いましたら、耐久性は問題ない、建物は十分震度6、7ぐらいの地震でももつというお墨付きはいただいたところではあるのですが、いかんせん調理室にあります調理施設・設備、ボイラーでありますとか、洗浄器でありますとか、釜でありますとか、こういうものがいかんせんもう古くなってまいりまして、今壊れてしまうと部品の調達もままならない、下手すると直らないというようなことで、そうなると給食を一時停止しなきゃいけないというようなことにもなるわけでございまして、建物は何とかまだ、古くは見えますけれども、耐震性、躯体としての構造性はしっかりしておりますが、施設・設備がやはりもうどうしようもないということで、もう給食センターは建てかえざるを得ないという議論が起きました。

その結果、もう給食センターを建てかえていこうという動きになりまして、これから給食

センターを建てかえていくというところに至っております。今日、その詳しい話はその後、後ほど担当のほうからまたお話を申し上げますけれども、ここの給食センター、この場所で建てかえができるが一番いいのですが、実はこの場所が第二種住居専用地域ということですので、こういった工場系の建物はもう建たない。建たなくはないのですが、相当建てるにはハードルが高いということが1つ。それから、ここで建てかえるということは、ここを一旦壊して、それでこの上につくるわけですから、その間、壊して新しい給食センターができる間、1年以上、給食を停止しなければならないというようなことがございますので、この場所で、ちょっと残念ながら、建てかえは難しいという結論に至りました。

その結果、どこかに用地を確保して、そこに新しい給食センターを建てようということになりまして、用地を確保することになりました。幸い一昨年、用地確保ができて、ちょっと遠いのですが、国立市に泉というところがございます。三中、一小、六小地域の方はご存じかと思っておりますが、泉のほうの団地がございますが、あちらの地域でございます。泉一丁目のほうに3,800平方メートルほどの用地を確保いたしました。用地が確保できましたので、いよいよその用地の上に給食センターを建設していこうということで、動きが始まったところでございます。

どんな給食センターをつくっていくかということ、あるいはどうした、いわゆる財政支出、財源をうまく使ってつくっていくかということ、また、つくる給食センターをどういったものにしていくかということで、効率的、機能的、安全性、そういったものを全て含めてセンターを建設していくにはどういう手法をしたらいいかということのをこれまでずっと研究、議論を重ねてまいりまして、やっとここで基本となる給食センターの整備方針というものの案ができました。今日はそれを中心に話がありますが、それに沿って今後、給食センターを新しく整備していこうというふうな動きが今出ているということでございます。

給食センターをめぐる動きについては、1つは、新しい給食センターを近々、もうつくっていくのだという動きがあるということで、まずはご認識いただきたいと思っております。

それから、もう1点でございます。この年表に、括弧書きの中に給食費の額が年代を追って書かれております。これは給食費の額がどのように推移してきたか、いつそれを改定したかということがこれで追って、目に見えるようにしてあるわけでございますけれども、22ページをごらんいただきたいと思っております。一番最近の、直近の給食費の改定が平成17年の4月のところになります。平成17年4月のところに給食費改定とあって、括弧書きで「(ピン牛乳継続に伴う改定)」と書かれておりますが、今、国立の学校給食の牛乳は、通常ほと

んどの都内の学校給食の牛乳というのはもう紙パックが多いのですが、国立の場合は低温殺菌を行う牛乳を子供たちに出したいということで、低温殺菌の場合は紙パックがでないので、瓶牛乳でそれを提供するというにずっとこだわってまいりました。これは保護者の皆様方からのそういう強い要望がある中で、紙パックにはせずに、低温殺菌牛乳の瓶牛乳で子供たちに提供するというで、今、子供たちは瓶から牛乳を飲んでいるわけですが、これを継続していくには、当時やはりそれなりのコストがよりかかるということで、どうしても継続していくのであったら瓶牛乳と紙パックの格差を埋める分の給食費の改定をさせてほしいということで、これは牛乳瓶の、瓶牛乳の提供の継続を行うための改定でございました。ですから、牛乳以外の食材料の中身を変える改定ではなかったわけです。

じゃ、食材料の改定、中身を向上させる改定はいつに行われたかということ、それがその前にあります平成15年。15年の4月に給食費を改定しておりますが、これは給食の食材料をもう少しよくしていこう、献立内容を充実させていこうということで改定させていただいたのが平成15年です。

平成が終わりまして、今、令和になってはいますが、それから16年間、食材費のための給食費改定というのは行ってこなかったわけです。何とか現行の給食費で頑張っていこうということで、これまで頑張ってまいりました。しかし、さすがにこの間、消費税が5%から8%に上がったような関係もございまして、物価もじわじわとですが、消費者物価も上がっているというような状況の中で、今、給食の食材料が非常に充実しているかというと、後退はすれども、なかなか向上させていくというのは難しいという中で、そろそろ給食の献立内容についても見直しをして、食材費の多少値上げをさせていただいて、子供たちへ提供する給食の中身を向上させていきたいというところに至ったわけでございます。もちろんこれはまだ確定しておりませんが、おそらく10月から消費税がさらに、8%から10%に上がるということになりますと、生鮮産品と食材費については消費税率を抑えるとは、軽減税率を行っていくとは申しておりますけれども、どうしてもやっぱり消費税値上げの、消費税率増税の影響というのは、いつかはじわじわと給食費の食材料にもかかってくるだろうということもございまして、おそらくこのまま改定しないでおくと、さらに10月以降、厳しい状況になるということが想定されます。

そうした中で、給食費の食材費の充実のための改定を、実は本日、諮問をさせていただきたいと思っております。また後ほどこの中身については詳しくご説明を申し上げたいと思

いますが、そういった形で今、給食を取り巻く状況としてはセンターの建てかえ、それから給食費の改定の問題、これは今年度、また給食センター運営審議会の皆さんのご意見をよく賜りながら、この2つの課題について解決を図っていきたいなと思っております。そういった意味では、大変今年度の給食センター運営審議会委員の皆様にはちょっと重い荷を担がせてしまうような年度になりますけれども、ひとつ子供たちの給食の充実向上のために、ぜひ各学校の意見等も大きくお聞きをさせていただいて、活発なご議論の中で、この課題について、ご審議を願えればと思っております。

そんなことで、この1年間、大変中身の濃い充実した運営審議会になろうかと思えます。ひとつ皆様方のお力のもとにしっかり給食運営を行っていきたいと思っておりますので、1年間、よろしくお願ひ申し上げまして、私の冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【土方所長】 是松教育長、ありがとうございました。

続きまして、本日、初めての顔合わせでございますので、審議会委員の皆様にお一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、皆様に事前配付いたしました名簿をご参照いただければと存じます。名簿につきましては、個人情報もございますので、取り扱いにつきましてご注意のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、委嘱状の交付と同じ順番でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【向井委員】 国立第五小学校校長の向井美紀と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここを見渡しますと、何名かお世話になったお母様方がいらっしゃって、ちょっと心強いんです。五小は給食センターの隣ですので、朝から子供たちは、今日は、給食はカレーだとか、校庭ににおいが来るぐらいですけども、楽しみにしております。安全でおいしい給食というところを目指して皆さんで討議できたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

～出席委員より順次自己紹介を行った。～

【土方所長】 委員の皆様、ありがとうございました。

ただいま皆様に飲料用の飲み物をお配りしたかと思えます。この暑さでございます。どうぞ開封していただいて適宜お飲みいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。

続きまして、事務局のほうを紹介させていただきたいと思います。まず、私の右手の窓側のほうになりますが、第一給食センターで調理主査をしております青木と申します。

【事務局】 調理の責任者をしてしています青木です。よろしくお願いします。

【土方所長】 続きまして、事務を統括しております外立主査でございます。

【事務局】 外立です。よろしくお願いいたします。

【土方所長】 私の左手になりますが、教育施設を担当しております担当課長の古川でございます。

【事務局】 古川です。どうぞよろしくお願いいたします。

【土方所長】 あと、ドア側のところに今、立っているのが、給食センター栄養士の主査をしております山本でございます。

【事務局】 山本です。よろしくお願いいたします。

【土方所長】 では、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。事前に郵送いたしました運営審議会次第、委員名簿、それから、資料1の役員選出について、資料2、年間予定について、資料3、先ほどお話がありました冊子で令和元年度版の『くにたちの学校給食』、水色の表紙のものでございます。資料4、学校給食費の改定（案）について、資料5、新学校給食センター整備事業方針（案）について、今日、机上配付いたしました席次表でございます。

過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題2の役員が選出されるまでは、事務局、私が議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、過半数の参加をいただいておりますので、これより議事に入らせていただきます。

議題2、令和元年度の役員選出についてでございます。資料1をごらんください。役員選出につきましては、会長を1名、副会長を1名、監査員2名を選出していただきます。国立市立学校給食センター設置条例の第5条に、運営審議会に係る規定がございまして、第1項では給食センターに運営審議会を置くとされ、第2項では運営審議会の役割として、学校給食に関する管理運営事項を審議し決定したことを委員会に答申するとございます。第3項では、運営審議会委員は、委員会が委嘱するとありまして、先ほど委嘱状を交付させていただきました。

次のページとなりますが、国立市立学校給食センター運営審議会規則でございます。具体的な運営審議会におけるルールとなっております。第2条では委員の構成が規定されており、この構成に基づき、本日、ご出席をいただいているものでございます。

なお、7号の学識経験者については若干名となっております。多摩立川保健所と日本獣医生命科学大学から選出をいただいているところでございます。

第3条では任期が1年であること、第4条では本議題であります役員の規定、さらに第5条では、会議は会長が召集し、同条第2項では半数以上の出席をもって成立することなどが規定されております。

さて、本議題である役員の選出でございますが、第4条に規定されているとおり、会長が1名、副会長が1名、監査員が2名とされ、その選出方法は同条第2項において委員の互選ということになってございます。第3項から第5号は、会長、副会長、監査員のそれぞれの役割が規定されております。

今、ご説明いたしましたとおり、役員は委員の互選によることとなっております。まず、会長を選出したいと思いますが、どなたか会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

立候補がされる方がいないようですので、次は推薦ということになるかとは思いますが、これまでの慣例で、会長職につきましては、そのお立場から市立学校長代表にお願いしているという過去の経過がございます。よろしければ、この慣例に従い選出することによってよろしいでしょうか。

(拍 手)

【土方所長】 ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようなので、会長は市立学校長代表の向井委員にお願いするということによってよろしく願いいたします。

それでは、向井委員に会長をお願いすることといたしますので、拍手をもって承認とさせていただきます。

(拍 手)

【土方所長】 会長が決まりましたので、以降の議事の進行は会長にお願いすることになります。お席の移動をお願いいたします。

【向井会長】 それでは、着座にて失礼します。

慣例によりまして校長会の代表が会長ということで、1年間、私、向井が会長をさせてい

たきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、その他の役員について、これもいろいろと規定がございますので、それに従いまして進行していきたいと思えます。まず副会長の選出です。副会長は、会長が欠席のときに職務の代行をするということでお願いをしております。司会を会長が行いますので、私が欠席のときには司会の役をしていただくということになります。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

立候補の方がいないようですので、推薦ということになりますが、先ほどと同様に、これまでの慣例というのがございまして、市立学校の保護者の方に輪番でお願いをしているという経緯があります。昨年度は一中の保護者代表の方が副会長ということで、その前が八小ということで回っております。今年度につきましては、順番からすると二中の山崎委員にお願いすることになりますが、山崎委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(拍 手)

【向井会長】 それでは、第二中学校の山崎委員に副会長をお願いすることになりましたので、今、拍手をいただいて、承認とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山崎委員、では、こちらのほうにお願いいたします。

続きまして、議事のほうを進めさせていただきます。

2名の監査員です。監査員につきましては、給食費の経理について定期的及び臨時に監査を行って、その結果を審議会に報告していただきます。したがって、本会議のほか、毎学期終了後の計3回、監査をお願いすることになります。監査員について、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

立候補される方がいないようですので、次は推薦ということになりますが、これも先ほどと同様にこれまでの慣例で、監査員についても市立学校の保護者の方に順番でお願いをしている経緯がございます。昨年度は七小と八小の保護者の方に監査員をお願いしておりますので、今年度は一中・二中の保護者の方となりますが、先ほど副会長に二中の山崎委員がおなりになっていただいたので、役職の重複を避けるために、例外的に二中ではなく、三中の保護者の方にお願いしたいと思います。よって、一中の有馬委員、三中の西村委員にお願いすることになります。よろしいでしょうか。

(拍 手)

【向井会長】 では、拍手をもって承認とさせていただきます。

それでは、会長、私は先ほどご挨拶をさせていただきましたので、今、副会長、山崎委員と、それから監査員の有馬委員、西村委員にご挨拶をお願いしたいと思います。

【山崎委員】 国立第二中の山崎です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【有馬委員】 一中、保護者の有馬です。監査員ということで、精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【西村委員】 三中の西村です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【向井会長】 では、令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定についてです。それでは、資料3ですか、令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

【土方所長】 それでは、議題の(3)令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定について、資料2になりますが、ご説明させていただきます。

本日、委嘱をいたしまして、委員の皆様の任期は令和元年7月1日から令和2年6月30日までとなります。

今後の会議の予定でございますが、以下の表のとおりでございます。第1回が本日7月26日木曜日となっております。以降、第2回から第7回までを予定してございまして、第2回が8月、第3回が9月、第4回が11月、第5回が1月、第6回が2月、それから、第7回の最終回が来年の6月ということで行っていきたくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に審議内容の予定でございます。審議内容につきましては、学校給食関係の全般についてご審議をいただきます。主な予定として、記載の内容で進めていきたくと思います。特に今年度は、③にありますように、学校給食費の改定についてご審議いただきたく、後ほど議題5で諮問させていただきますので、通常年間6回の開催が今年度は1回多い7回の開催とさせていただきます。

それから、主な審議内容の④視察の実施がございまして。これは例年、慣例で先進の共同調理場等の視察を行っております。2ページの4の過去の視察についてでございますが、これまでの視察場所を掲載してございます。ちなみに、昨年度は東大和市学校給食センターでございました。今年度につきましては、来年1月24日金曜日を視察研修ということで入れておりますけれども、具体的にどこの施設に見に行くかはまだ決まっておりません。今後、情報提供などをしながら決めていきたくと思います。

こちらに載っています主な予定で、収支状況の報告、事業計画、事業報告、決算報告など

については毎年必須となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事業計画につきましては、11月の第4回で皆様に翌年度の事業計画の素案をご提示しまして、その後、教育委員会の事務局で若干の修正等を受けまして、2月の教育委員会定例会で報告をします。その後、2月の第6回運営審議会で最終的な結果をご報告という流れで参りたいと思っております。

以上、事務局からご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【向井会長】 説明が終わりました。今の件についてのご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようですので、次に移ります。議題（4）です。令和元年度学校給食センターの事業計画等について。

それでは、（4）の令和元年度学校給食センターの事業計画等についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【土方所長】 それでは、（4）令和元年度学校給食センターの事業計画等について、ご説明させていただきます。

資料3の水色の表紙の『くにたちの学校給食』をもとに、概要をご説明させていただきます。先ほど教育長がお話しされた部分と重複するかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

まず2ページ目をごらんください。学校給食の目標ということで、学校給食法に示されている目標を記載してございます。

続きまして、3ページでございます。大きな3番の事業計画でございますけれども、基本的には、主要施策にありますように、1番の食の安全安心の確保と、それから2番の食育の推進、3番の円滑な運営管理の実施、この3つの大きな柱が給食センターの事業の中心となっております。

まず1番の食の安全安心の確保につきましては、基本的にはなるべく国内産の原料、または国内生産のものを使用しまして、また地場野菜の取り入れを推進してまいります。次に1番の（2）の放射能への対応でございます。給食実施期間にセンター内に設置しております放射能測定器で給食の放射能を日々、測定いたします。測定結果をホームページへアップし、また各学校にファックスで提供いたします。あわせて外部検査機関へ詳細な検査委託も行っていく所存でございます。

このことに関しましては、学校給食食材の放射性物質の測定結果及び産地についてとい

うお知らせの文書を昨年度1学期まで、毎月、全校の児童生徒さんに配布しておりましたが、放射性物質が検出されて産地変更などを行うなどの措置を行った場合のみ全校配布することといたしまして、検出限界値未満の場合には、ホームページや市報より随時お知らせするというようにいたしましたので、ご了承いただければと思います。

それから、(4) 食物アレルギーへの対応につきましては、学校と連携しまして、保護者様に対してアレルギー物質の含有量が把握できる資料の提供を行っていく予定でございます。

2番の食育の推進につきましては、(1) にありますように、献立メモの充実を図り、食に関する理解を推進いたします。(2) 学校との連携では、栄養や給食に関する補助的食育授業の実施や、残菜集計のデータについて学校に提供いたします。

大きな3番、円滑な運営管理の実施でございます。(2) の各種委員会の運営につきましては、この運営審議会以外に、献立作成委員会、物資納入登録業者選定委員会、それから給食主任会を開催いたします。また、これ以外に、次の(3) にもかかわってきますが、労働安全にかかわる衛生委員会も、毎月、開催いたします。

それから、(4) 施設整備の維持、改善でございます。平成30年度には、第一給食センターの冷凍機専用幹線配線修繕、第二給食センターの小荷物専用昇降機制御盤取りかえ修繕等を実施いたしました。

令和元年度は第一給食センターのボイラー修理を予定してございます。また、施設更新再整備までの間、給食の提供に支障が生じないように、施設の維持管理に引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に4ページの課題でございます。2番の施設整備につきましては、先ほど視察の件でお伝えしたとおりでございます。

3番の給食費の改正についてです。平成26年度の運営審議会に給食費改定の諮問をいたしました。最終的には改定しないという判断となりました。この件は、先ほど教育長のほうから少しお話がありましたけれども、議題5で詳しくご説明いたします。

5ページ、6ページは、組織体制と各種専門委員会の構成を記載してございます。

7ページには、令和元年度の学校給食年間予定について記載してございます。予定表は、毎年度、大幅な変更はございませんけれども、令和元年度は、一部の小中学校で2学期の給食開始が8月27日からとなっております。

8ページ、10番の学校給食物資の購入についての考え方ですが、ここにお示ししたとお

りでございますが、食材につきましては、公益財団法人東京都学校給食会、それから東毛酪農協同組合、それから物資納入登録各業者から購入しているところでございます。

9ページでございます。④その他おかず等一般食材につきましては、物資納入登録業者選定委員会で、入札にて決定しているところでございます。なお30年度末で登録業者数は33業者ということになってございます。

(3) 地場産野菜の納入につきましては、平成16年3月から開始したところでございます。下の表の野菜使用量のとおり、平成30年度につきましては、地場野菜が1万4,731キログラム、全野菜に占める利用率が12.50%となっております。目標として、国が掲げております30%という値があるのですが、国立市産の、国立市内の地場野菜の提供農家の数が非常に少ないということもございます。また、最近の気候、天候不順がございまして、でき不できがあり、なかなか一気に増やすということが難しい状況でございます。

10ページの11番、納入物資の検査につきましては、O-157の検査、細菌等の検査、それから放射性物質の検査を行っており、今年度も引き続き実施予定でございます。

11ページでございます。12番、衛生管理のところ、職員、施設の衛生管理ということで、①職員の細菌検査につきましては毎月2回行っておりまして、今年度も同様でございますが、秋口よりノロウイルス検査も実施予定でございます。

②衛生講習会も、毎学期初めに全職員を対象とした栄養士による衛生講習会を実施いたしております。それ以外に年1回、多摩立川保健所から講師を招きまして、全職員を対象に衛生講習会も実施しているところでございます。今年度は先ごろの7月19日に衛生講習会を実施いたしております。

13番、アレルギー等につきましては、希望された保護者の方に献立内容のアレルギー物質の含有の有無等を記載した詳細な資料を提供してございます。これも引き続き実施していく所存でございます。

続きまして、12ページでございます。平成30年度の試食会の実績で、試食会を随時行っています。アンケート結果もこちらに記載のとおりでございます。

13ページ、15番でございますが、給食センターでは食品残飯の有効な再利用を図り、環境型社会の構築を目指すということで、民間業者への生ごみの堆肥化を委託してございます。30年度までの搬出量は記載のとおりでございます。

次に15ページでございます。16番の学校給食費の調べということで、学校給食費の教育費に占める割合、市の会計から出ております職員人件費、管理運営費等、保護者の皆様に

ご負担していただいております食材費の受益者負担分を合わせて、15ページ中段下ほどに太文字で記載しておりますように、計算上は1食当たり597円程度になっております。

次に17番、平成30年度の学校給食費収支決算状況につきましては記載のとおりでございます。結果として、おめくりいただき、16ページ、差し引き残額は約667万円となりました。今後の収支状況についても引き続き注視しながら、運営いたしていく所存でございます。

17ページ以降でございます。17ページは主な調理機器の一覧でございます。

18ページ、19ページで第一センターと第二センターの機器等の配置図を掲載してございます。

20ページ以降ですが、昭和36年から現在までの年表を記載してございます。こちらは先ほど教育長より説明があったとおりでございます。

25ページ以降ですが、条例規則等の資料となっております、給食センター設置条例、施行規則、給食費に関する規則、運営審議会規則、献立作成委員会規程、物資納入登録業者選定委員会規程、給食主任会規程、衛生委員会等事務取扱要綱を掲載してございます。また、その後、学校給食法、食育基本法を参考資料として載せております。

国立市の学校給食全般の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【向井会長】 説明が終わりました。詳しい資料で、私も例示を開くのに、見たりするのにちょっと時間がかかっておりますが、何かご質問やご意見がありますでしょうか。牛島委員、お願いいたします。

【牛島委員】 牛島でございます。14ページ、「小・中学校残菜量」なのですが、23年度に比べて残菜量が徐々に減っていて、やっぱりおいしくないという献立を減らして、おいしいものだけ新しく入れているというところであると思うのですが、この10%を超えるという数字というのは全国的に見てどうなのかというのを聞かせていただければと思います。

【向井会長】 ちょっと聞こえないところがありますけど、こちらで、給食センターのほうに質問ということでよろしいですか。

【牛島委員】 はい。

【向井会長】 ありがとうございます。では、今のご質問について、10%を超える団体、減ってはおりますけれども、全国的に見てどうなのかというところを、事務局のほうか

らへご回答できます。

【土方所長】 実には全国の平均がどれくらいかというのは、ちょっと手元にはございませぬ。多分統計的にとってないかなとは思いますが、結構やっぱり献立によって、その種類によって残ったり残らなかったりと結構あります。やはり基本的に旬のものを使ったりとかという料理が多いものですから、その旬のものが苦手だという方もいらっしゃる、児童、お子さんもいらっしゃるんで、完全に食べ切れるというのも難しいのかなと思っているんですが、徐々に減ってきて、これが10%を切っていただけるように、こちらとしても日々、献立作成委員会、そして、保護者の方の意見を聞いたりしながら、審議会も行いながら、減らしていくような努力はさせていただきたいなとは思っているところでございます。

【牛島委員】 おいしくない献立を削除して、新しいメニューをどんどん入れているという、これは非常に評価できるのですけれども、ただ、本来、動物の場合、やっぱり餌を残さないようにして、ちょうどいい量は100%なのですね。110%の多いものをやってしまうとどうしても残しちゃうのです。そこを気を使いながら、105%にするということを心がけています。多分、人間の場合ももっとよく調べられて、そこを見ていく必要があるのではないかなとちょっと思ったのと、全体の量について、12ページと13ページ、小学校と中学校で全体の量についてのアンケートがあって、多いというのがやっぱり10%を超えていて、中学校においては20%に近づきつつある。だから、そういったところをやっぱりちょっと考えていきながらということがもしかすると、もっとよりよいものを出していくためにはそういう考えも必要なんじゃないかなと思いました。

【向井会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

学校側からは、何か補足はありますか、食育に関してのこととか、残菜を減らすために工夫をしているところは、伊東先生、いかがですか。伊東委員。

【上野委員】 おっしゃるとおりです。

【向井会長】 よろしいですか。

【上野委員】 いいです。

【伊東委員】 栄養士さんのほうで献立メモというのを毎日つくってくださっていて、それを活用して給食指導をしている学級も多くあります。やはり今日の献立にはこんな思いが込められているだとか、あとは、旬のものでこういうのを食べるといいよということが書かれていると幾らか進んで食べるようになっていくように感じています。

それから、ちょっとやっぱり低学年になると、食べる量もありますけれども、時間が結構

かかってしまうので、給食を食べる時間を多くとれるように、1年生の教室には専科の教員がお手伝いに入って準備の時間をなるべく短くできるような工夫をしたりしています。

【向井会長】 ありがとうございます。というような取り組みもあるということでした。

それでは、ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

特にないようですので、次に移ります。議題5のほうです。

それでは、(5)の学校給食費の改定(案)についてを議題といたします。この議題に関しては、教育長より諮問書を受けた後、具体的な内容を事務局から説明を受ける形で行いたいと思います。

それでは、教育長、お願いいたします。

【是松教育長】 国立市立学校給食センター運営審議会会長、向井美紀さん。諮問書、国立市立学校給食センター設置条例第5条第2号の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく、別紙理由を添えて諮問いたします。諮問内容は、給食費の改定でございます。

給食費改定額(案)といたしまして、現行、小学校1・2年生、3,650円、並びに3・4年生、3,950円、5・6年生、4,250円、中学校、4,500円の現行月額につきまして、A案といたしまして、1・2年生、3,650円を4,000円に、3・4年生、3,950円を4,350円、5・6年生、4,250円を4,700円に、中学校、4,500円を4,900円に改定する案と、B案といたしまして、同じく小学校1・2年生を3,900円、3・4年生を4,250円、5・6年生を4,550円、中学校を4,800円とする、A、B案の2つを示させていただきます。

A案につきましては、平成17年、前回、給食費を改定した年からの物価上昇分を補完する改定額として設定したものでございます。また、B案は平成26年、消費税が5%から8%になった年からの物価上昇分及び牛乳の補助金がカットされていますので、そのカット分を補完する改定額として示させていただいたものでございます。

理由でございますが、国立市における給食費の直近の改定は、瓶牛乳継続という平成17年4月に実施した月額150円の改定であります。以後、国立市では14年間、給食費の改定を実施していないところでございます。一方、多摩26市では国立市を除く全ての自治体で、過去10年以内に一度は改定を行っており、給食費1食単価を比較しますと、国立市は26市の中でも低い水準でございます。こうした中、物価・食材上昇や給食基準日、小学校5日、中学校3日の増加等の要望などの要因から、現行の給食費単価では充実した献立の作

成が困難になりつつあるため、質の維持のために給食費の改定について諮問を行うものがございます。

諮問内容は以上でございます。令和元年7月25日、国立市教育委員会教育長、是松昭一。
よろしく申し上げます。

【向井会長】 それでは、続きまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、学校給食費改定（案）につきまして、先ほど教育長がお話した理由と重複する部分もございますが、ご説明いたします。

資料4をごらんください。まず1ページ、1として、経過を記載しております。現在の国立市の給食費を取り巻く現状でございますが、多摩地区26市では国立市を除く全ての自治体で、過去10年以内に一度は給食費改定を行っておるところでございますが、国立市では平成17年以降、現在に至るまで14年間、給食費改定を実施しておりません。

単価比較では、おめくりいただいて裏面、2ページの参考資料の下の表にもありますように、国立市は26市の中でもかなり低額であります。

このような状況下の中、給食内容に関しましては、小学校の献立内容が充実していないというご意見も寄せられております。また、平成26年には消費税が5%から8%に引き上げられ、今年10月には10%に引き上げられる予定で、10%増税時には、食材は軽減税率8%の適用を受けることになっておりますが、少なからず影響があると思われま

す。ほかに、参考資料の中ほどの表にもありますように、平成17年は食材の消費者物価指数（CPI）が94.4だったのに対しまして、平成29年度には101.9に上昇いたしており、これにより当時の質の維持をできなくなってきました。

さらに、飲用牛乳の補助金の交付期間、平成26年度から29年度でございましたが、これも終了いたしました。また、これらに加え、給食実施基準日数を増やしたいという要望もございます。

また、この資料には記載されておりませんが、文部科学省により、昨年8月に改正された学校給食摂取基準の値が改正前の基準より、より高い水準に設定されたため、国立市におけるエネルギーや各栄養素の現在の値が学校給食摂取基準の基準値を確保できなくなっており、給食本来の意義を満たせなくなるおそれがございます。

このような種々の状況を鑑み、現行の単価設定では、増税・物価上昇・基準日数増加等の支出増加要因には対応できず、質の低下は否めないところでございます。

次に、1ページにお戻りいただき、給食費改定案をごらんください。現在、2パターンを

考察しております。1つは、平成17年からの上昇分を補完する改定案A、もう一つは、平成26年からの上昇分を補完する改定案Bでございます。

パターンAは、5%から8%の消費増税分を含む平成17年から平成29年の物価上昇分と小学校5日、中学校3日の基準日数増加分を勘案し、ごらんのような表の日額、月額となり、月額上げ幅は350円から450円となっております。

一方、パターンBは、平成26年から平成29年の物価上昇と、この間にあった牛乳補助金がなくなったこと、及び小学校5日、中学校3日の基準日数増加分を考慮し、表中の改定後パターンBのように、月額上げ幅が250円から300円となる案でございます。

右側にイメージを、写真をつけておりますが、改定の目的は、平成17年当時、または平成26年当時の質の維持であり、品数が必ずしも増えるわけではございません。

おめくりいただきまして、最後のページは改定までのスケジュール案でございます。まず、給食費の改定(案)を給食センター運営審議会へ諮問することにつきましては、事前に6月の教育委員会定例会にお諮りいたしており、可決されていることを申し上げ、そこで、今回、運営審議会への諮問をさせていただき、改定内容を審議いただいた上で、11月には答申内容を決定していただければと存じます。

また、運審での審議中ではございますが、9月の市議会総務文教委員会に給食費の改定(案)を運審に諮問していることを報告いたします。

ほかに改定(案)について、広く市民の方のご意見を賜りたく、パブリックコメントも実施する予定でございます。また、2学期の初めに保護者の方々に、給食費の改定(案)を運審で審議している旨のお知らせ文も配布することを予定しております。その後、教育委員会への答申報告・規則改正や広報などを行い、来年度からの改定とさせていただきたいと存じます。

以上の内容で、給食の質の維持をするため、パターンA、またはパターンBのどちらかで給食費改定(案)を審議いただきますよう、運営審議会に諮問いたします。よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

【向井会長】 説明が終わりました。ご質問やご意見があったらお願いいたします。南委員、お願いいたします。

【南委員】 2点、質問があります。1つ目が物価の上昇でずっと見ていて、今、上がり続けると確定した場合は、何年後かにまた、質が落ちていく可能性があるのかなと思っています。

まして、その辺の将来のことを考えているのかなというのをお聞きしたいなというのが1つと、あと、こういうふうな給食の費用を改定するに当たって、こういう資料をつくったり、など、人的な費用がかかると思っています、その辺もどのぐらい費用が市から出ているのか教えてください。

【向井会長】 それでは、お願いいたします。

【事務局】 物価の変動という部分での食材の金額の変更というのはあるかと思えますので、これは国立市に限らず、また数年後、変わったら、改定によって金額が上がるのか、下がるのか、それはまだ当然わからないところではあります、適宜事前チェックをしながら金額は見直していくことが必要だと思います。

国立市に限らず、26市の中でも半数近い市が改定をするかどうかを検討しているという話は聞いているところではございます。ただ、改定は今も、例えば先ほど申し上げた消費税の関係もあれば、献立内容の充実とか、あるいは先ほど言った給食実施基準日数の増加とか、いろいろ各市でもって理由はあるというのは聞いているところであります。

この後、こういうことを審議していただく運審に諮る諮問の金額なのですが、これはもう純粋にこのお金に絡む、ペーパー代とか、あるいはこちらにいる事務局の人間等の何か、外注して何か、委託して何かお願いしてというものではないので、金額が低下することはないですけど、それほど大きな金額はかかってないかと思えます。

【向井会長】 よろしいですか。ほかに質問はないでしょうか。井原委員、お願いします。

【井原委員】 二小の井原です。以前の瓶牛乳を継続するという審議のときの話を私は存じないので、もう一度、お聞かせいただきたいのですが、瓶牛乳にこだわる理由というのは何かあるのでしょうか。何かそちらに費用がかかるのを給食の食材のほうに回したりとか、そういうふうには考えられないのかなと思って質問させていただきます。

【向井会長】 それでは、お願いいたします。

【事務局】 瓶牛乳のほうに関しましては、過去の経過の中で、国立市は瓶牛乳で、かつ低温殺菌牛乳を使用しており、牛乳自体の風味がいいとか、口当たりがいいとか、などのご意見を保護者、運営審議会の委員の皆様、よりいただいているところでございます。

【事務局】 補足ですが、平成17年の料金改定では、このとき、全校の保護者の方を対象にアンケートを行っております。瓶牛乳を継続すると金額が上がるということだったのですが、それをつけてもどうなのかというアンケートをとったところ、85.6%の方が値上げしてでも瓶牛乳を継続してくださいというご意見がございました。

【向井会長】 よろしいでしょうか。

【井原委員】 申し訳けないです。もう一つ、心配なのは、瓶牛乳、給食の時間に地震が起きたとき、瓶が割れてしまうと思うのですけれども、その対策というか、そういうお考えはありますか。

【向井会長】 事務局、よろしいですか。

【事務局】 確かに対策はとらなくちゃいけないとは思いますが。今のところ、今まで東日本大震災もそうだったのですが、たまたまあのときはたしか2時過ぎですから、給食がない時間だったと思うのですが、給食がある、その日に地震があつて瓶牛乳がどうなるかということは、ちょっと申しわけないです、考察したことがなかったので、ちょっと検討させていただければと思います。

【向井会長】 では、地震の対策については、またの機会にお話くださるということでご了承ください。

ほかにありますか。村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 5小の村上です。先ほどご説明があつた国の基準、エネルギー量とか、そういうものがもしか足りなくなってくる、現行の給食だと足りなくなってくるというようなことが説明であつたかと思うのですが、具体的にはどの栄養素が足りなくなっていくのかわかれば、興味があるので教えていただけますか。

【事務局】 はい。これは国立市に限らずで、結構この摂取基準というのがある、文部科学省が出しているのですが、摂取基準、例えば小学校の中学年、いわゆる3・4年生ということですか、中学年ですから。3・4年生の場合に摂取基準ですとエネルギーが650キロカロリーというのが基準なのですね、国のほうは。国立市の場合は、平成30年度ですけど、平均して636キロカロリーということになっております。ほかの市でもっと低いところはいっぱいありますが、国立市もその基準が厳しくなつたという部分があります。中学校に関しましては、エネルギーが830キロカロリーというのが基準ですが、国立市の場合は825キロカロリーとなっております。

あとは、例えば食物繊維ですね。これ、5グラム以上という基準なのですが、小学校の中学年の場合には30年度、4.3グラムで、中学校の場合は食物繊維が6.5グラム以上なのですが、基準が。国立市が5.0グラムというふうな形で、逆にビタミンAなんかは、これはレチノール活性当量250マイクログラム以上というのが基準なのですが、これを上回つて、小学校中学年の場合には、国立市は329という数字になって、ばらつきはあるので

すけど、一部の中で上回っていない栄養素もあるということです。

【村上委員】　じゃ、この改定後のパターンAでもBでも、改定することによって、その部分を補っていきものが提供されるということなのではないでしょうか。

【事務局】　必ず全部ということはお約束できないのですが、実は私も調べたのですが、例えば先ほど私のほうで小学校中学年のエネルギーが636キロカロリーと申し上げたのですが、これを例えば平成20年、17年じゃなくて、古い資料がなかったものですが、平成20年の資料なのですが、こちらで見るところによると、エネルギーが国立市の場合、654キロカロリーになっています。平成26年ですと647キロカロリーになっていますので、今の636よりは高かったというようなことになります。

【村上委員】　わかりました。ありがとうございます。

【向井会長】　それでは、ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。牛島委員、お願いいたします。

【牛島委員】　すいません。今の質問に関連してなんですけれども、小学校1・2年、3年ぐらいは男女ともに変わらないと思うのですけれども、5・6年生になると大体男子のほうが大きくなって、中学になっては男子よりも女子のほうが食べるものというのはいっぱい少ないと思うのですね。男女によりエネルギー量、摂取量の違いは多分あると思うのですけれども、もしわかったら。もしもそれがあるのだとしたら、男女で給食費の違いというのがあってもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】　昨年8月に改正された新しい学校給食摂取基準について、男女別というので出たという情報は得てないところでございまして、なおかつ、先ほど私が数字を申し上げたのも、東京都のほうで統計をとっています。東京都教育委員会がとっているものなのですが、大変申し訳ないのですが、男女別での数字はとっていないので、国立市も男女別でなく、学年別の数字しか押さえていないというところでございます。

【牛島委員】　要は出していないだけですよね。でも、女子よりも男子のほうが食べるというのは明らかですよ。調べてないだけなのじゃないですか。もしもそうだとしたら、調べるのはすごく大事だと思うし、うちの息子がいたのですけれども、息子は娘の倍食べてまして、学校給食では要するに大盛りに、男子のほうのごはんやおかずの盛りが多かったと思います。しろという話ではないのですが、そういうことを把握しておいたほうがいいのではないかなという話でございまして。

【向井会長】　ご質問、ご意見、ありがとうございます。その点につきましては、少し

調べるということをしていただき、また次回にも報告いただければと思います。

【教育長】 今、牛島先生のお話で、実態としてはもっともですけども、文科省基準として、男女で分けてまずないということがございます。実態として、女性のほうが少ないからというのはあります。実際の給食現場は、今もそうですけれども、小学校1・2年生から各段階で量をそれぞれ違えて配膳させているのですね。そうしますと、中学では今、中学生全体で各クラスですけども、それをさらに配膳するとき、女性はこのカップの3分の1まで、男性は3分の2までとわざわざ分けて配膳する場合、給食費をいただいている以上、その辺に差をつけていることは、金額が同一な場合は、不公平な措置となります。また、学校現場は給食の時間が少ない中で量を区別して男女に分けてというのはかなり難しい。そういうような状況もありますので、なかなか男女別に給食を行っていくというのは、実態としては学校給食の中では今、難しいと思います。

【向井会長】 よろしいですか。じゃ、ご意見、わかっていることで、もし調べるということができれば、それもお願いしたいなと思っております。ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

それでは、たった今、事務局から詳しい説明があったばかりですので、この場で諮問を受けて、すぐ決定というわけではありませんので、すぐにいろいろとご質問やご意見を出しにくいかとは思いますが、この件に関しましては、将来を見据えた大変重要な案件でございますので、次回の審議会から、いろいろな資料のもと、また慎重に実質的な審議に入るのが望ましいと考えます。次回以降の審議における検討材料として、何か事務局に資料の作成の要望がほかにありますでしょうか。何かあれば、この場でも出してよろしいですので、後ほど事務局に依頼していただけるという形でもよろしいかと存じます。特になければよろしいでしょうか。

では、次に移ります。議題の6です。新学校給食センター整備事業方針（案）についてを議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元にお配りしております資料ナンバー5番になりますでしょうか。こちらをもとに、新学校給食センター整備事業方針（案）をご説明させていただきます。

まず表紙を2枚ですか、おめくりください。1と書かれている前のページです。「はじめに」という部分をごらんください。方針の概要ですとか、策定の経過というのをここに記載

しております。2段落目になりますけれども、平成28年度に、基礎的な計画として国立市立学校給食センター整備基本計画というものを策定しております。この中で、事業手法をどういうふうになってきたらいいか、どうやって運営したらいいか、事業手法としてPFIなどの公民連携手法が今の手法と比較して有利だと評価をしております。また、事業を進めるのに当たって、用地を決めた上でPFIの導入なので調査を行う、これが必要だとしておりました。

この後、平成30年度に用地の確保を行っております。用地の場所については、ページ数で言うと6ページになりますけれども、こちらのほうに用地を確保しています。その土地を前提としまして、給食センターを建てるのに当たって最適だと考える事業方式を検討して、PFI導入の可能性というのを定性的、それから、定量的に調査するために、学校給食センターPFI導入可能性調査というものを実施いたしました。

この方針(案)はその導入可能性調査の結果を踏まえまして、施設の整備方針、それから、事業手法、それから、運営なんかに関する方針を案としてまとめたものになっています。

これからの説明については、内容が多岐にわたりますので、重立ったものについてご説明をさせていただきます。

1ページから6ページまでは、今の給食センターの現状ですとか、先ほど申し上げた確保する用地、こういったところをまとめた部分になっております。

続けて7ページ以降のローマ数字のⅢ、こちらで施設と運営についてご説明をさせていただきます。7ページの英数字1、施設の整備方針は、主に建物としての方針を記載しています。

(1)では安心安全な給食を提供するために、文部科学省の進めている学校給食衛生管理基準ですとか、厚生労働省の食品衛生法で示しているHACCPというものに対応させて、①から④の厳格な衛生管理を行うことができる、こういった施設にしていこうとするものです。

①についてですけれども、例えば水などを例にしてみますと、調理する前の生の状態で処理をする場所を汚染区域、そういったものと、熱を加えて調理した後の場所、これを非汚染区域と言うのですが、こういったところを明確にするということですか、食材が一方通行の動線となるように、こういうことを建物としてはしていきたいと考えております。

②番ですけれども、水はねによる汚染の防止。水はねですけど、それによって、床の水はねによって食材を汚染する。こういった雑菌の繁殖もそうなのですが、そういったことを

防止するために乾いた床で調理する、そういった仕組みの施設にしたいと思っております。

(2)のアレルギーへの対応ですけれども、これは施設面、食べ物を中心とした記載になっていますけれども、アレルギーに関する食材が間違っていて混ざってしまうということの防止のためにも、隔離された専用の調理室を設けるとしております。

また、(4)にありますように、食材、食育をこれまで以上に推進するためにも、研修ですとか、試食に使えるには、それから、見学スペースについても充実させていきたいと思っております。それから、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられるような保温機のような仕組みも導入したいと考えています。

続いて9ページをごらんください。建物を建てるのに当たって想定する食数は児童・生徒の推計数をもとに4,800食としております。

次に大きな英数字3番で、アレルギー対応についての方針を記載しております。今の給食センターでは、先ほど申し上げたように、施設ですとか、設備面での課題がありまして、対応食の提供というのは限りがありますけれども、新たな給食センターでは対応していきたいと考えております。まず(1)と(2)になりますけれども、先ほどの専用調理室といったものと同様に、専用の器具類、それから、調理員も専用の調理用具としてしたいと考えています。また、間違っていて配ってしまう誤配を防ぐためにも、子供たちが使う食器も通常食と別のものでいきたいと考えています。また、(3)と(4)にありますように、対象のアレルギー、アレルゲン、その除去食を基本として、施設の広さですとか、他市の先行事例をもとにしたんですけれども、60食に設定をしております。

続いて10ページになりますが、4番の設備、それから備品の考え方です。1つ、目指すところとしましては、(1)、(2)にあるようなメニューの拡大につながるような、こういったことをしていきたいと思っております。例えば、コロッケをつくることのできる、ジャガイモをつぶして整形をして、パン粉をつけて揚げるといったことのできる機械ですとか、こういったものを導入してメニューの幅を広げていきたいと考えているのと、炊飯について自動で炊飯ができる機械、回転釜、おかずをつくる釜で炊飯しますけれども、自動で炊飯できる機械を備えることで作業の時間を軽減する。この軽減した部分をベースにしてメニューの拡大につなげていきたいなと考えています。

(3)の食器についてですけれども、わん物、汁物とか個別の食器を導入したいと考えています。

続いて大きな5番になりますけれども、運営審議会ですとか、物資選定委員会、こういっ

たものは今までどおり継続すべきということにしていきたいと思いますし、新たな給食センターにおいても、市が責任を持ってあくまで市の事業として運営を行っていく。それから、保護者の方々ですとか、学校と連携する仕組みというのは、国立市が責任をもって行っていくます。

ここまでがハード面を中心とした方針になりますけれども、11ページから16ページは運営面を中心とした部分の方針となります。

11ページをごらんください。事業手法ですけれども、冒頭申し上げました導入可能性調査の結果を踏まえまして、設計、建設から維持管理、調理、配膳まで一貫して民間事業者にも担ってもらうことが財政面に加えまして、運営面でも効果が高いという評価をしております。枠に記載がありますような内容でPFIのような手法を用いて事業を進めてまいります。PFIの簡単な内容は右側の12ページに記載してありますけれども、先ほど申し上げた設計から、調理、配送、こういった業務についても企業と別々に行うのではなくて、SPC⁶、国立の給食のための特別な目的会社、スペシャルパーパスカンパニーと申します。これに一括して1個の契約として結ぶ契約となります。これによって、後ほどご説明しますが、資金面に加えまして、同一の事業者が設計から運営まで行うということで、例えば調理の面ですとか、作業動線、こういったものを実際に配慮した、考慮した設計などになっていまして、効率的な運営の実施ですとか、それに伴って財政的な効果も期待できると考えています。

12ページの2段落目に記載していますが、SPCは、各企業とは別会社ですので、仮にこの下にある各企業が倒産した場合でも、その影響というのは限定的、少なく、事業所の目的の事業、これが安定的に行えるという、そういった利点が制度の中に内在しております。

続いて、13ページをごらんください。業務範囲を記載しております。表の網かけ部分が今の給食センターと異なる部分になります。上の設計・建設ですとか、それから、中段が維持管理、下のほうの運営のところ。調理ですとか、配膳、こういったものが記載されております。PFIの手法においても、13ページの上にも記載しておりますけれども、安心安全な給食の提供のために、献立の作成ですとか、食材の発注、こういったものを市が責任を持って行っていく。給食を提供する、給食というものの自体はこれまでと同様に市の事業として進めていきたいと考えています。

続いて、14ページ、15ページはPFIの手法によるメリットについてです。まず大きな総論ですけれども、費用面とかサービス面から調査した結果、いずれもメリットがあるという結果になっています。具体的な詳細になりますけど、(1)です。先ほども申し上げま

したけれども、設計から建設、調理、配膳まで一貫することで効率的になるということと、作業の過程において、無駄がない動線ができて使い勝手がよくなるということが可能になります。

2つ目のメリット、(2)になりますけれども、こちらは調理について、民間事業者はほかの自治体でも培った多様な経験がございますので、この経験を日々の業務の中で、市の栄養士とやりとりする中で、例えば新しいメニューの提案を受けられたりだとか、食育推進だとか、調理工程の効率化を図るための提案というものを事業者のほうから受けることができる。そういったことで本市の給食サービスのレベルを向上させることができるのではないかなと考えています。

(3)はアレルギーの対応です。こちらについても先ほどと同じなのですが、民間事業者はもうほかの自治体で既に行っています。こういった経験を生かすことでスムーズなアレルギー食の提供というのも可能になるかと思えます。また、調理から配送・配膳に至る一連の児童・生徒へ渡すというところが一連の事業者になりますので、連絡の間違いとかがということの間違って誤配をしてしまう、こういった確率を下げることができるかなと考えています。

(5)については、財政面での効果を積算したものになりますけれども、市が従来どおりの手法で行うよりも、事業期間全体を通じてですが、おおよそ1億5,000万ぐらいの削減効果が出るのではないかと考えています。先ほども申し上げた設計から運営まで一貫して実施することで合理的な施設の設計とか、建設になるということで、工事費ですとか、運営費の削減につなげていく。

16ページの付帯事業ですけれども、そうした事業者の提案になる、こういうことになるかと思えますけれども、学校給食にマイナスの影響を与えるもの、また、事業費を増大させる内容は難しいと考えています。

以上がPFIによる事業概要になりますけれども、17ページ以降で、今後の課題とスケジュールを記載しています。検討課題としましては、これまでご説明してきた内容をさらに詳細に詰めて、それから事業者の公募に進んでいかなければいけないということでありま。重立ったものと言いますと、(1)番の資金の調達方法の検討をする必要ですとか、(2)番の事業者の選定の段階においても各識者の方々の意見を取り入れる仕組みですとか、市民の皆さんの意見を取り入れる仕組み、こういったものを考えていかなければならないと思えます。

18ページに移りますと、(5)番の災害時の対応になりますが、給食センターは基本的にはガス、電気がとまって、ないと稼働ができませんので、こういった形で民間事業者と災害対応するかということ事前に検討しなければ。

また(6)番ですけれども、今、経験のある調理員さんが引き続き調理、新しい給食センターで調理にかかわっていただいて、今のノウハウをできるように、これを検討する必要があるかなと考えています。

続いて、19ページが今後のスケジュールになっております。今年度、令和、今年度、それから、令和2年度から事業者の募集を行いまして、令和5年度の2学期には新たに運用する、2学期には新たな給食センターで稼働していきたいと考えています。

あと、最後に、これから、今後についてですけれども、パブリックコメントというものも今、既に実施しております。また8月の16・17日にも市民の方に説明会を行いたいと思っています。こういった場を通じて意見を皆さんからいただいて、方針(案)として、この方針に考えております。

長くなってしまっていて恐縮ですが、説明は以上です。よろしくお願いします。

【向井会長】 報告が終わりました。

それでは、ご質問やご意見ありますでしょうか。牛島委員、お願いいたします。

【牛島委員】 すいません、私ばかり。牛島でございます。19ページ、今後のスケジュールということで、2019年、2020年ということで業者を今から公募して、具体的には、事業説明をして、それで来年度の3月には業者を決定することになると思うんですけども、今年度、何をやるのかということ具体的に教えてほしいのと、これをこういうものを行うと、いつも出ているのが、民間のノウハウを使ってもっといい給食センターをつくるんだということが狙いとすると、そのノウハウというのは何なのか。

僕は、この給食センターは非常にいいと思います。非常に機能的にやったと思うのですが、それ以上のノウハウがあるのかと疑問に思うんで、そういう部分で言うノウハウ、企業のノウハウというのはいつごろ明らかになっていくのかというのを教えていただければと思います。

【事務局】 まず、そうしますと2つ目のご質問から回答させていただきたいと思います。ノウハウは具体的に何なのかですけれども、全て限定的、全部挙げるとするのは難しいかと思しますので、幾つか考えられる例示ということを挙げさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたけど、今の給食センターというのは、今示されている衛生管理に合

致しておりません。床のお話もしましたけれども、ぬれた状態じゃなくて、今の衛生管理基準で言うと乾いたドライ運用です。乾いた状態で調理することを認められて、今、ぬれた状態で調理する。ですので、今の給食センターで常にそれを乾いた床で運用というものを実施しようとした場合には相当部分、ドライ運用をする事業者さんのノウハウを活用してやっていただく必要があると考えております。

それから、今年度何をやるかという部分になりますけれども、課題のところ、17ページ、18ページの検討課題を記載させていただいています。ここを煮詰めなければいけないというところがございます。

さらに具体的に申し上げますと、事業者を公募するにあたっての内容、これを具体的に明文化して定めていかなきゃいけないと思います。そこをどういう給食センターで公募をし、どういう給食センターをつくりたくて、その内容を示して、その公募内容を具体的に明文化するというのが今年度の作業になります。

【牛島委員】 牛島です。ドライとウェットの仕様については確かに、だから、今はウェットなのですね。それをドライにするという中でというのは、別に企業じゃなくても、民間じゃなくてもなし得ることであって、各学校給食センターの職員がそのノウハウを学んでやればいいことであって、別に民間にわざわざ求める必要はない。民間のノウハウを生かしたという部分を具体的に示していただく必要がもっとあるのではないかな。作業性がいいとか、多角的対応ですとか、そういう具体的なことで、アレルギー対応についてどれぐらいやるのか、どこまでやるのかというのも明らかにする必要あるんじゃないかなと思います。

以上です。

【向井会長】 よろしいでしょうか。今、ご意見……。

【事務局】 公募をしまして、事業者の応募していただいて、その中で今おっしゃられたような形にも、こちらからも提示しますし、事業者から提案を受ける際、こういうノウハウに関してのご意見、それに対しての独自に導入できますとか、そういう提案も含めて検討進めていきたいと考えております。

【向井会長】 よろしいでしょうか。では、これから具体的なところを進めるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

それでは、特にないようですので、次に移ります。議題（7）その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

では、事務局のほうから何かありますでしょうか。

【土方所長】 はい。事務局から2点ほどございます。1点目は、本日、皆様にお配りいたしました名簿でございますが、何か内容に間違いとかございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。この名簿につきましては、国立市のホームページに委員名簿をアップさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、会議冒頭にご提出いただいた口座振替依頼書等の内容についてでございます。委員報酬は運営審議会開催日の翌月の8月15日に、1日当たり9,100円から所得税を差し引いた金額を口座に入金させていただくことになってございます。まだ提出されていない方がおられましたら、会議が終わった後に事務局のほうに申し出ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

【向井会長】 本日の議題は全て終了いたしました。

次回は、8月26日月曜日、午後2時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、これにて第1回学校給食センター運営審議会を終了いたします。大変暑い中、お疲れさまでございました。

— 了 —